

演習Ⅱ・Ⅲ履修期限 2020年2月以降の指導者に対する  
履修期限の一律設定について（通知およびご協力をお願い）

2022年7月28日  
自然体験活動部会事務局

平素より当会の活動にご理解ご協力を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルスの影響により対面による講習の開催が困難であることを考慮し、演習Ⅱ・Ⅲの履修期限が2020年2月以降の指導者に対して都合2年度分の期限延長措置をおこなってまいりましたが、この度、2020年2月から2022年3月までの履修期限をお持ちの指導者に限り、個人の期限にかかわらず履修期限を一律2024年3月31日までとすることとなりました。養成団体の皆様（とくにインストラクター養成講習（概論Ⅱ）、コーディネーター養成講習（概論Ⅲ）を開催いただいた団体の皆様）におかれましては、演習Ⅱ・Ⅲをご希望の指導者への周知及び演習受け入れについてご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、2022年4月以降が演習履修期限の指導者は、通常通り履修証の発行日から原則2年以内が期限となります。また、履修期限経過後の登録申請には、通常の手続きに加え遅延理由書の提出を求めますので、期限内に手続きくださいますようお願い申し上げます。（遅延理由書は事務局より送付いたします。）

概論終了時期ごとの演習履修期限 早見表（各年度3月が当初の期限だった場合）

	2018/03	2019/03	2020/03	2021/03	2022/03	2023/03	2024/03
概論終了時期	演習履修期限						
2018/03	当初の期限	延長後の期限		一律の期限			
2019/03		当初の期限	延長後の期限		一律の期限		
2020/03			当初の期限	一律の期限			
2021/03				当初の期限	一律の期限		
2022/03					当初の期限		

※以降、通常通り履修証の発行日から原則2年以内が期限

以上